慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	阿久沢亀夫氏学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1967
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.40, No.4 (1967. 4) ,p.155- 158
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19670415-0155

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

阿久沢亀夫氏学位請求論文審査要旨

論文題目「フランス公共労働の基本問題」

この論文は、次の六篇からなる。

第一篇　フランス国家公務員の性格と基本問題
第二篇　フランス地方公務員の労働者性
第三篇　フランス国営企業の労働関係と問題点
第四篇　フランス公共労働者におけるスト規制の法理
第五篇　フランス法における争議権の構造
第六篇　フランスにおける労使協議制

この論文は、筆者阿久沢亀夫氏の労働法研究において、とりわけ従来深い関心を示してきたフランス労働法における公共労働関係についての研究である。第二篇、第五篇および第六篇は、すでに発表されたものに、その後の研究を加筆したものであるが、第一篇、第三篇および第四篇は、新たに執筆されたものである。

まず、序においては、フランスにおける公共労働者の概念規定を行なつている。すなわち「フランスにおける公共労働者は、一般労働法および行政法の規制をうける労働契約によつて雇用される公務員と一般労働法のみによつて規制される職員とに大別される」として、さらに次のように区分している。

その一は、公務員(agents publics)とよばれるもので、以下の五種のものからなる。(1)官吏(fonctionaires)、(2)地方官吏(fonctionaires communauxx)、(3)公共企業体および行政庁の特別職員(agents contractuels de droit public)、※(4)(5)公法上の協力者(collaborateurs soumis au droit public)、などである。その二は、私法上の職員(agents de droit privé)とよばれるもので、以下の三種のものがある。(1)一般労働法の適用をうける職員(agents contractuels de droit privé)、(2)公共企業体の一般職員(agents statutaires de droit privé)、(3)私法上の協力者(collaborateurs soumis au droit privé)などである。

※(4)　公共企業体の幹部職員および国の営造物職員(agents statutaires de droit public)

右にみたいわゆる公共労働者の労働基本権をめぐる諸問題についての解明が、この論文全篇にわたつて試みられている。

第一篇においては、約一二〇万人といわれるフランスにおける国家公務員の労働基本権および労働者性の問題を取り扱つている。まず、フランスにおける国家公務員制度についての歴史的考察から始めて、国家公務員法の変遷を述べ、フランスの国家公務員制度を支える中心概念は、公共役務(service public)であることを明らかにしている。そして国家公務員関係における公共役務の継続性に対する要請こそは、公共役務発展の原則として、国家公務員の労働関係における争議行為を規制するものであるとしている。本篇の論述は、一九世紀末からのフランス国家公務員法の変遷を詳細に説明し、

さらに一九二〇年以前における国家公務員の労働者性を否定する学説および判例を紹介し、一九二〇年二月二十七日の法律による鉄道労働者のストライキに対してとられた国による交通機関の徴用を契機として現われた主張、すなわち現業公務員と非現業公務員との労働関係を区別して規制すべきであるとする見解について論及し、一九二五年四月五日、エリオ内閣によつて国家公務員の団結権が承認されることになつた過程を明らかならしめることから始めている。次で、国家公務員の労働基本権について、団結権、労働協約締結権および争議権に分けて考察している。

第二篇においては、約三〇万人といわれるフランス地方公務員の労働者性について、一九六三年七月三十一日の法律の制定をめぐつて展開された論議を中心として、その問題点を解明している。その論述の方法は、一八八四年の法律、一九四六年十月十九日の法律、一九五九年二月四日の命令、一九六三年三月三十一日の法律などについて、立法の変遷過程を明らかにし、その間における学説および判例、とりわけ指導的役割を果した conseil d'Etat のウィンケル（Winkell）判決の意義を論じ、一九六三年の法律の問題点を検討している。要するに、本篇においてはフランス地方公務員における公共役務の継続性確保の要請が、判決および立法によつていかに取り扱われ、どのように受け容れられたか、また学説はそれをどうみているかを解明している。

第三篇においては、約九十万人に達するといわれるフランス国営企業の労働者（鉄道労働者約三十五万人、炭鉱労働者約二十万人、電気・ガス関係労働者約一万五千人、社会保障関係労働者約六万人、パリ市交通公社労働者約五万人、フランス航空および空港労働者約三万人、ルノー公団などの公共企業労働者約三万人、フランス放送協会労働者約一万人、フランス銀行その他金融機関関係労働者約一万二千人）の労働関係をめぐる法律問題について考察している。

フランスにおける国営企業は、一九三六年以降、もつぱら政治的理由および経済的理由による私企業の国営化として始められたが、一九四六年の憲法は、重要産業国営化の原則を明らかにした。そのためフランスにおける私企業の国営化は、従来、フランス行政法にみられた公共役務概念に加えて、産業的公共役務概念を新たに生じたとして、公共企業体との関係における公共役務概念を次のように分説している。

(1) 公共役務は国民一般の利益を目的として、政府の監督のもとに実現される。

(2) 公共役務のための行為は、税金の免除などの政府の特別の保護を享受する。

(3) 公共役務を提供する組織は、公的権力によつて管理、監督される。

(4) 公共役務の停廃は禁止される。

(5) 公共役務の担い手に課せられる責任は、国民に公共役務からの利益の享受を容易にする。

(6) 公共役務についての法的規制は、特別立法による。

右にみたような特徴的性格をもつ公共役務を提供する企業の種類

は、公社（société）、公団（Régie）、金庫（Caisse）など多様であるが、特許企業を除いて、それらは利用者、職員、政府の三者の代表によって構成される役員会により国の監督のもとに運営される。したがってそれら企業の労働者の給与は、それぞれの予算上の制約をうけざるをえない。しかし給与以外の労働条件、たとえば労働時間は労使間の団体交渉により労働協約によって定められることを明らかにしている。国営企業労働者の労働基本権を、その団結権、協約締結権および争議行為の規制に区分して詳細に論述している。

第四篇においては、公共労働における中心的課題であるストライキ規制の法理について考察している。一九六三年のメトロのストライキを契機として制定されたストライキ規制法の出現にいたる立法の変遷についての歴史的考察を、ストライキを非合法とした一九〇八年八月七日の Conseil d'Etat のウィンケル判決の検討から始めて、一九三七年十月二十二日のミネエール（Demoiselle Minaire）判決におよび、さらに一九四六年の憲法における争議権の保障、一九五七年七月二十六日の法律による労働争議についての斡旋前置主義の原則化にまでおよんでいる。そして最後に一九六三年のスト規制法の制定過程および法的構成について詳述し、公共労働における争議行為の正当性の判断は、その目的、手段および公共の利益への影響を基準としてなさるべきであるが、とりわけ当該争議行為が国民一般の利益におよぼす影響のいかんを重視しなければならないところに、その特色があるとしている。それにもかかわらず、フランスにおける労働争議の主要部分が、公共労働関係の争議行為であることは、一九六四年十二月のゼネラルストライキおよび一九六六年三月、四月、五月の波状ストライキについてみられるとおりである。かかる実情を踏まえて、公共労働者の政治スト、同情スト、波状スト、座り込みスト、サボタージュなど各種の争議行為について、その実情を分析して、これについての法的判断を試みている。

第五篇においては、一八六四年以降の争議行為を規制する立法の変遷について論述し、その間における判例の推移および学説の発展について詳細な検討を行ない、一九四六年の憲法における争議権の保障の意義を明らかにしている。次で、フランス労働運動史上しばしばみられる政治ストライキを中心として、争議行為とその法的責任との関係について、多くの判例および学説を引用しながら、フランス労働法の解釈論を展開している。

第六篇においては、一八八五年以降のフランスにおける労使協議制の発展について考察している。とりわけ一九一七年四月二十六日の労働者参加株式会社法（société anonyme à participation ouvrier）による労働株制度、一九三九年一月十日の法律による労働者代表制度、一九四五年二月二十一日の法律による経営委員会（les comités d'entreprise）および一九四六年の憲法前文における「労働者は企業管理に参加する」との原則に従って制定された一九四六年五月十六日の法律による経営委員会制度にいたる発展について詳細に考察している。そして現行の経営委員会制度について、その性格、構成、組織および権限などを明らかにし、さらに経営委員会と労働組合との関係を取りあげ、「われわれは、経営参加のメカニズムのなかに

経営委員会と労働組合とを結びつけ、より完全な経営参加を実現しようとする努力をみる」と、評価しながらも、その制度的意義については消極的見解を示している。

右にみたように、この論文は、フランス公共労働の基本問題を、国家公務員、地方公務員および国営企業の職員の三つの観点から区分して考察し、それぞれのニュアンスを明らかにしている。そして公共労働の基本問題の一つである公共労働者の争議規制について、フランス法の伝統および社会経済の変動との関係において解明し、公共労働における争議行為および労働者の経営参加の可能性とその限界とを明らかにするため、フランス法における争議権の法的構造および経営委員会制度の性格と権能とについて考察をめぐらしている。

この論文で取り上げた基本問題については、フランス労働法学界においても論議が岐れており、今日、いまだ定説とみられるべきものはない。論者は、各問題の究明に当つては、まずフランスの社会経済および労働事情との関連について検討し、問題点の歴史的推移の過程を明らかにして、次にそれぞれの問題についての主要な判例および学説をひろく紹介検討しながら論述している。この論文における研究には、フランス公共労働関係の基本問題についての法社会学的研究としても、またわが国の公共労働関係法との比較法的研究としても、新研究の分野を開拓するものとして、重要な意義と高い価値とが認められるであろう。とりわけ公共労働概念の分析および公共役務概念の解明は、わが労働法学界における今後の研究に寄与するところ少なくないと信ずる。しかし、われわれは、この論文について注文がないわけではない。その行文中に散見する論述の不明瞭および論旨は正鵠を射ているにも拘らず、その断定を下すに急のあまり、ときに論述が簡にすぎる憾があることである。いうまでもなく、これらは望蜀の指摘であつて、この論文の価値をそれほど減殺するものではない。

以上、この論文に示された論者の学識と能力とは、法学博士（慶應義塾大学）の学位を授与するに値するものと認める。

昭和四十一年十月二十八日

主査　慶應義塾大学教授　法学博士　峯村　光郎
副査　慶應義塾大学教授　法学博士　小池　隆一
副査　慶應義塾大学教授　法学博士　今泉孝太郎